言かのについて 業副 広域漁

令和 7 年11月

呈尽

綄

域漁業調整委員 域を回遊す ノグ

:調整委員会(広調委)は、これまで、クロマグロ、キンメダイ、サワラ、 ガザミに関する「委員会指示」の発動など、複数都道府県にまたがる海 ・る広域資源の管理に重要な役割を果たしてきた。 平成30年に漁業法が改正され、資源管理の基本をTAC管理とすることと 、対象種及び候補種については、広調委とは別に意見交換等を行う場が設 、うになった。このため、広域資源の管理に対する広調委の役割について、 た 7 案を行 から以下の提 C対象種及び候補種については、 事務局: られるようになった。このた 和7年春の広調委において、 けられ 七 2

2

み、倒えた ifう前段階と る部分が大き **令和7年春の広域漁業調整委員会での事務局からの提案** 後の広調委は、漁業法に基づく資源管理を進めていく上での課題解決、 魚の漁獲抑制や届出制の導入などに関し、省令や漁業調整規則を行う前 、「委員会指示」を出すことで、重要な役割を担っていただける部分か 小型魚の漁獲抑制や 今後の広

おいて、 っ、、・~~~~~~~のではないかと考えている。 のではないかと考えている。 こうした考えの下、まずは、漁業法に基づく資源管理における今後の広調委におりまった、水産庁で案の検討を行った上で、本年秋に開催予定の広調委におり割について、水産庁で案の検討を行った上で、本年秋に開催予定の広調委におりまった。



撇 鲫 魺 扱 取り扱う 関り 4 委を 堰 無調 無 に無に 広域漁 の有 |会指示| きたい。 呱 まえ、え 敝 恕 上記をいって、

広域漁業調整委員会で取り扱ったことのある資源について

	関係する委員会等	委員会指示の有無	最新の委員会指示の有効期間
マサバ太平洋系群【TAC】	太平洋委	無	l
太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会	無	1
太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会	有	R7.03.04~R8.05.31
伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シャコ)	太平洋委南部会	#	I
伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会	有 (現在は失効)	R3.01.01~R3.12.31
サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委	有	R7.04.01~R8.03.31
カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘) 【TAC】	瀬戸内委		I
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委、瀬戸内委	巢	I
日本海沖合ベニズワイガニ【TAC】	日本海・九州西委	無	1
日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マ イワシ【TAC】	日本海・九州西委	無	l
スケトウダラ日本海北部系群【TAC】	日本海・九州西委 日本海北部 会		I
日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部 会	無	l
日本海西部アカガレイ、ズワイガニ【TAC】	日本海・九州西委 日本海西部 会	無	l
有明海ガザミ	日本海·九州西委 九州西部会	有	R7.04.01~R8.03.31
九州・山口北西海域トラフグ	日本海·九州西委 九州西部会	有	R7.05.01~R8.05.31
南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会	無	I
太平洋クロマグロ【TAC】	日本海・九州西委、太平洋委、瀬戸内委	承認:有遊漁:有	承認:R7.01.01~R9.03.31 遊漁:R7.04.01~R9.03.31

事例1:日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ

【現り

- 3 資源に対する マアジを対象とした資源回復計画の作成に着手。マサバ、 平成21年3月、 ワシもその対象に追加するなどしながら、 画が作成された。 平成17年から、
- 本件資源管理の関係者間の合意文書として「広域資源管理方針」が策定された。 計画体制へ移行。その際、平成53年秋の広調委で水産庁が示した「今後の広域 資源管理指 ・協力の推進について」(次ページ参考)を 平成24年からは、 平成23年の資源回復計画制度の終了に伴い、 的な資源管理のための連携
 - 同方針に基づいてまき網漁業者が小型魚の保護等の自主的な資源管理 毎年関係者間で資源管理の取組状況について共有さ もに広調委で報告されている。 取り組んでおり、
 - 쐒 「広域資源管理方針」は5年ごとに見直すこととされており、見直し後の方 広調委で報告されている。

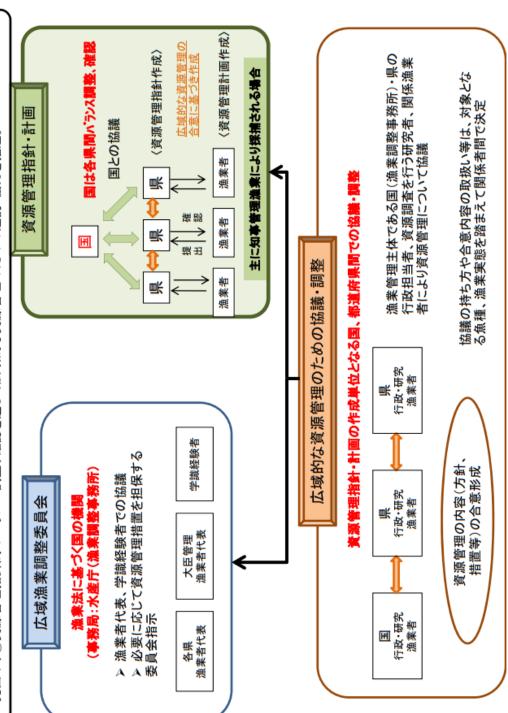
(関係者聞き取り結果) 【広調委への報告の必要性

- (※2) について、 水産庁が整備したマウンド礁(※1)の周辺の資源管理措置 「広域資源管理方針」の中にのみ記載されている。
- (※1)石材やブロックを投入して造成する山脈状の構造物
- マウンド礁周辺から半径1マイル以内においては、マアジ、マサバ、マイワシの採捕を目的とした操業は行わない (%2)
- 関係団体が、 関係漁業者 「広域資源管理方針」が広調委で報告・公表されることによって、 また、 所属する漁業者に対して資源管理の取組を強く指導できる。 が小型魚の保護等の取組をしていることを周知できる

当該体制は令和5年度末までに漁業法に基づく資源管理協定に移行) 【参考】資源管理指針・計画体制への移行

広域的な資源管理のための連携・協力の推進について

国は、①資源管理の単位となる国、都道府県間での協議・調整を促進し、②広域漁業調整委員会での協議・委員会指示の 発出や、③資源管理指針間のバランス調整、確認を通じて広域的な資源管理のための連携・協力を推進。 資源管理指針・資源管理計画体制では、管理主体の異なる漁業種類間で連携・協力して広域的な資源管理に取り組む。



事例2:日本海沖合ベニズワイガニ

- 平成17年に資源回復計画が作成されて以降、平成23年度末まで、同計画に基づ く広域的な資源管理の取組が実施された。
- 平成24年度以降は、資源管理指針・計画体制による資源管理が実施された。
- 産業三者協議会等において、水揚状況、資源状況、取組状況及びその他必要な報告及び情報共有等が行われるとともに、広調委にて取組状況等が報告された。 この間、生産者・加工仲買業者・卸売業者の三者が集まる境港ベニズワイガニ
 - (大臣管理水域:漁業法に基づくIQ管理。知事許可水域:ステップアップ管理。 ベニズワイガニ日本海系群は、令和7年9月1日からTAC管理へと移行した。

【広調委への報告の必要性(関係者聞き取り結果)】

や小型個体の保護といった取組が重要であり、引き続き、広調委に対して報告 ベニズワイガニの資源管理においては、数量による管理のみならず、漁具規制 して実施する必要がある。

事例3:太平洋北部沖合性カレイ類

- 資源量や漁獲量が減少している魚種(サメガレイ、キチジ)及び小 型魚の混獲割合の高い魚種(キチジ、ヤナギムシガレイ、キアンコウ)が資源 回復計画の対象種として選定され、平成15年に、これらを対象とする同計画が 型魚の混獲割合の高い魚種 作成された。 平成13年、
- 青森県から茨城県までの漁 業者間で意見交換会を開催しながら資源管理の取組が継続されている。 平成24年の資源管理指針・計画体制への移行後も、

【広調委への報告の必要性(関係者聞き取り結果)】

- 保護区設定の取組等に関 広調委において本取組が取り扱われている結果、
- 広調委への報告を含め、本取組を 漁業者の意識の高さが感じられる。 今後のTAC管理導入も含めた議論に向けて、 W ° 継続することが重要であ

事例4:カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘

(祖)

- 类 平成17年3月に資源回復計画を作成した際に、休漁の取組を担保するため、 員会指示が発出された。
- 一スで資源管理の状況を広調委に報告する体制とされた。この体制への変更 資源回復計画が終了した平成24年度以降は、燧灘資源管理検討会(瀬戸内海漁 業調整事務所、県(広島、香川、愛媛)、研究機関)が設置され、年1回の 委員会指示の発出は終了した。 に律い、
- 平成31年3月の広調委において、資源管理の取組が円滑に実施されているこ 以降は、報告の必要性が生じた場合にのみ広調委へ報告する (それ以降、広調委への報告はなされていない。 等を踏まえ、 された。
 - 令和7年1月から、TACのステップアップ管理の対象となった。

検討事項

委員会指示が無いもの

- 漁業法に基づく資源管理の推進のため、 委員会指示を活用することはできないか。
- カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)のように、 報告の必要性が生じた場合にのみ広調委に報告することはできないか。 (2)

委員会指示が有るもの

委員会指示の改正等の必要性に応じて協議

広域漁業調整委員会の概要

1 委員会の設置

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関として設置されています。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係 委員により構成される部会が設けられています。

- ·太平洋広域漁業調整委員会(太平洋北部会、太平洋南部会)
- · 瀬戸内海広域漁業調整委員会
- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会(日本海北部会、日本海西部会、 九州西部会)

2 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について 協議調整を行います。

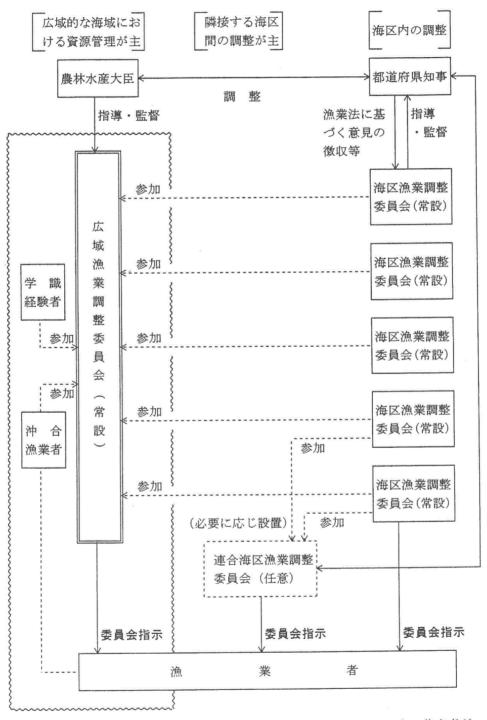
- ① 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての 検討
- ② 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- ③ ①に関連する漁業調整

3 委員構成

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と、国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者(瀬戸内海除く)並びに学識経験者で構成され、太平洋、瀬戸内海、日本海・九州西の各委員会の委員数は、それぞれ28名、14名、29名(計71名)です。

また、太平洋と日本海・九州西に設置する部会については、沿岸漁業者を実質的に代表する海区代表委員と沖合漁業者の代表委員数は、バランスがとれるようにしています。

漁業調整委員会の主な仕組み



※ 2以上の海区漁業調整委員会がある都道府県は、互選により1名の代表者が 広域漁業調整委員会に参加する。

広域漁業調整委員会の区分について

仏域温来調査安貝云の区方について					
広 城 漁 業 調整委員会	部 会	都道府県	関係海区漁業調整委員会	広域漁業調整委員会 の委員構成	
太平洋広	太平洋北部会	北海道 東県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	関係海区漁業調整委員会 渡島、胆振、日高、 釧路・土勝、根室 青森県東部 岩手 に 道島 茨城 10海区	委員数 28 海区代表 18	
太平洋広城漁業調整委員会	太平洋南部会	青岩宮福茨6千東神静愛三和徳高愛大宮1和大兵岡広山徳香愛福大孫手城島城道葉京奈岡知重歌島知媛分崎2歌阪庫山島口島川媛岡分県県県県県県県郡川県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	于東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	漁業者代表 7 学職経験者 3	
瀬戸内海広域漁業調整委員会		和大兵崗広山徳香愛福大 11年	和歌山 大阪 県瀬戸内海 兵庫県瀬戸内海 山山島 県瀬戸内海 連島 東瀬戸内海 愛媛 豊前 大 1 1 海区	委員数 14 海区代表 11 学職経験者 3	
日本海・	日本海北部会	北海道 青秋県 東県 東県県 東県県 東県県 東県県 東県県 東県県 東県	石狩・後志、檜山、渡島、 網走 宗谷、留萌 青森県西部	委員数 29	
九州西広域漁業調整委員会	日本海西部会	新富6石海京兵鳥島6山海佐県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	石川 福井 京都 但馬 鳥取	海区代表 19 漁業者代表 7 学識経験者 3	
	九州西部会	山口県 福賀県 長崎県 熊本県県 東海県 東海県 ア県	思唆 7海区 山口県日本海 筑石県長本海 東海岡県有明 長崎県東本部、長崎県北部、 五島県南部、長崎県北部、 五島県南部、天草不知火 鹿児南県大東東北部、 東京県東大島、熊毛、奄美太島 神縄 15海区	×	

広域漁業調整委員会の海域区分



太平洋広域漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

- 第1条 太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、漁業法(昭和24 年法律第267号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
 - 2 委員会は、太平洋海域における資源管理及びこれにかかる漁業調整上必要な事項に関し農林水産大臣から意見を求められたときは、調査審議してこれに答申し、又はこれらに関し必要と認められるときは、農林水産大臣に意見を具申する。

(事務局の所在地)

第2条 委員会の事務局は、水産庁内に置く。

(委員会)

- 第3条 委員会は、委員28人をもって組織する。
 - 2 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるとき は、委員会に専門委員を置くことができる。
 - 3 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

(会長及びその職務)

- 第4条 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第153条第2項第3号の委員の中からこれを選任する。
 - 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ 委員が互選した者がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が ともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する 者にともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。
 - 2 会長(会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、農林水産大臣)は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、その要求のあった日から15日以内に委員会を招集しなけ

ればならない。

- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに 委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員 に通知しなければならない。
- 4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。
- 第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 委員会の会議は、公開とする。
- 第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。
- 第8条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。
 - 2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。
- 第9条 委員会は、必要があると認めるときは、特別の事項に関し参考人から意見を求めることができる。
 - 2 参考人の選定は、委員会の意見を踏まえ、会長が行う。
- 第 10 条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。
- 第 11 条 会長は、次の事項を記載した委員会の議事録を作成するものとする。
 - 一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所
 - 二 出席委員の氏名
 - 三 付議事項
 - 四議事
 - 五 議決の数
 - 六 報告書

- 七 答申書又は具申書
- 八 その他重要な事項
- 第 12 条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに署名するものと する。
- 第13条 議事録は、一般の縦覧に供するものとする。

(部会)

- 第 14 条 委員会は、委員会が置かれた海域内に、太平洋北部会及び太平洋南部会を置く。
 - 2 太平洋北部会は、北海道から茨城県に面する海域に置き、その海域において完 結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
 - 3 太平洋南部会は、千葉県から宮崎県に面する海域に置き、その海域において完 結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
 - 4 部会の委員は、委員会の委員の内、次に揚げる者をもって組織する。
 - 一 部会の区域内に設置された海区漁業調整委員会から互選された委員
 - 二 農林水産大臣が選任した漁業者代表委員の内、委員会の会長が指名する委員
 - 三 農林水産大臣が選任した学識経験委員全員
 - 5 部会の会議に関し必要な事項は、部会の会議で定める。
 - 6 部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
 - 7 委員会は、部会の設置された海域において完結する資源管理の推進に関する調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする。
 - 8 委員会は、部会の議決を尊重するものとする。

(専門部会の設置)

- 第15条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。
 - 2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。
 - 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事 については全員の一致により決するものとする。
 - 5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
 - 6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

(他の広域漁業調整委員会との協議)

- 第 16 条 委員会は、委員会の置かれた海域と他の広域漁業調整委員会が置かれた海域に 跨って分布回遊する資源、または、委員会の置かれた海域で他の広域漁業調整委 員会が置かれた海域の漁業者も利用している資源に関する事項については、当該 広域漁業調整委員会と協議を行ったうえ処理するものとする。
 - 2 当該広域漁業調整委員会との協議において、必要な場合には合同の会議を開催することとし、この会議に関し必要な事項は、その都度当該広域漁業調整委員会と協議して定めるものとする。

(規程の改正)

第17条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

(附則)

- この規程は、平成13年10月29日より適用する。
- この規程は、平成24年4月1日より適用する。
- この規程は、令和2年5月27日より適用する。
- この規程は、令和2年12月2日より適用する。

(以 上)